

別紙

【入札公告及び入札説明書記載例】

（「土地改良事業等請負工事の価格積算要領」の「別表1 工種区分」に記載の工種（干拓工事、フィルダム工事は除く）以外）

本工事は、広域的に施工箇所が点在する工事であることから、工事箇所毎に共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事」である。

（「土地改良事業等請負工事の価格積算要領」の「別表1 工種区分」に記載の工種（干拓工事、フィルダム工事は除く））

本工事は、広域的に施工箇所が点在する工事であることから、工事箇所数により算出した率を共通仮設費及び現場管理費に加算する「施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事」である。

【特記仕様書記載例】

（「土地改良事業等請負工事の価格積算要領」の「別表1 工種区分」に記載の工種（干拓工事、フィルダム工事は除く）以外）

施工箇所が点在する工事の間接費の積算について

- (1) 本工事は、広域的に施工箇所が点在する工事であることから、対象区毎に共通仮設費及び現場管理費を、『例：A区』（施工箇所〇〇、〇〇）『B区』（施工箇所〇〇、施工箇所〇〇）、『C区』（施工箇所〇〇）ごとに算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事」である。
- (2) 本工事における共通仮設費の金額は、対象区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。
なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域）については、対象区毎に設定する。
- (3) 本工事は、「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事となることがあり、対象となった場合は別途監督員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。調査票は、工事終了後速やかに監督員に提出するものとする。また、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

注)『例：A区（施工箇所〇〇、〇〇）』『B区（施工箇所〇〇）』『C区（施工箇所〇〇）』の部分には、共通仮設費及び現場管理費を個別に積み上げる区及び橋梁名等を記載する。

（「土地改良事業等請負工事の価格積算要領」の「別表1 工種区分」に記載の工種（干拓工事、フィルダム工事は除く））

施工箇所が点在する工事の間接費の積算について

- (1) 本工事は、広域的に施工箇所が点在する工事であることから、工事箇所数から算出した率により共通仮設費及び現場管理費を加算する「施工箇所が点在する工事の積算方法の試行工事」である。
- (2) 本工事は工事箇所数は〇箇所である。
- (3) 本工事における共通仮設費及び現場管理費の金額は、(2)に記載された工事箇所数から算出した加算率により加算額を次式により求め合計した金額とする。

共通仮設費加算額の算出式

$$\text{共通仮設費加算額} = \text{共通仮設費率対象金額} \times \text{共通仮設費加算率}$$

ただし、現場管理費及び一般管理費の対象金額から除くものとする。

現場管理費加算額の算出は式

$$\text{現場管理費加算額} = \text{現場管理費率対象金額} \times \text{現場管理費加算率}$$

ただし、一般管理費の対象金額から除くものとする。

- (4) 本工事は、「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事となることがあり、対象となった場合は別途監督員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。調査票は、工事終了後速やかに監督員に提出するものとする。また、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。